



年休裁判控訴審を勝利するぞ！ 総決起集会開催！

年休裁判東京訴訟控訴審第1回弁論が9月11日、東京高裁で開廷されました。被控訴人（組合員）から①控訴答弁書、②附帯控訴状を、控訴人（会社）から①控訴状、②控訴理由書、③準備書面（1）、④附帯控訴に対する答弁書を提出、陳述しました。今後はそれぞれ準備書面を提出し、次回期日（11月27日）で結審する予定です。

裁判終了後、本部は「年休裁判東京訴訟控訴審勝利！総決起集会」を開催しました。主催者を代表して、成田副委員長は「闘いを通じて、年休とは、労働者の権利とは何かについて学習した。職場で改善を勝ち取った。今後は職場でどう闘うかが主になる」と挨拶しました。

弁護団より、渡辺弁護士、長島弁護士、仲田弁護士から報告がされました。渡辺弁護士は「附帯控訴では、会社が年休付与にあたり配慮義務を怠ったこと、原告の損害金額の満額回答ではなかったことを訴えた。再度、年休制度とは何かということアプローチしていく」と、闘う決意を述べました。

続いて、各地本からの連帯挨拶、原告団を代表して斉藤厚志さんが決意表明し、集会を終了しました。

